

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都千代田区有楽町二丁目2番1号

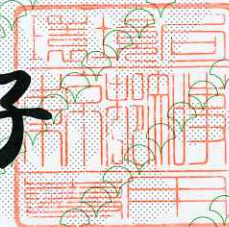
氏名 株式会社ジーエムエス  
代表取締役 増井 豪第14条第1項 廃棄物の処理及び清掃に関する法律  
第14条の2第1項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子

許可の年月日 平成31年 4月 1日

許可の有効年月日 令和 6年 3月31日



## 1 事業の範囲

- (1) 業の区分：収集運搬(積替え保管を含む。)
- (2) 産業廃棄物の種類  
汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類  
(石綿含有産業廃棄物を含む。)(水銀使用製品産業廃棄物を含む。) (以上11種類)
- (3) 積替え保管できる産業廃棄物の種類  
汚泥、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類  
(石綿含有産業廃棄物を含む。)(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)  
(積替え保管できる産業廃棄物の種類に係る限定は裏面のとおりに) (以上10種類)

## 2 積替え保管施設(詳細は裏面のとおりに)

施設所在地

- (1) 東京都葛飾区堀切一丁目5番13号  
(2) 東京都大田区東海六丁目3番8号

## 3 許可の条件

- (1) 上記2(1)の積替え保管施設における作業時間は、原則として8時から18時までとすること。  
(2) 積替え保管を行う産業廃棄物の搬出は全て自ら行うこと。  
(3) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。  
(4) 積替え保管は都の承認を得た方法により行うこと。

## 4 許可の更新・変更の状況

昭和 63年 4月 1日 新規許可  
平成 31年 4月 1日 更新許可 第6回  
令和 元年 11月 14日 変更届 2 (1) に品目の追加及び保管容量の変更、2 (2) に品目の追加  
令和 2年 2月 10日 変更届 3 (1) 作業時間の変更、3 (2) 搬入者の変更  
令和 3年 7月 30日 変更許可 種類の追加(汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ)  
令和 5年 2月 15日 変更届 2 (1)、2 (2) の保管容量の増大

## 5 積替え許可の有無 無

## 6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

(裏面あり)

(裏面)

2 積替え保管施設

(1) 施設所在地：東京都葛飾区堀切一丁目5番13号  
 積替え保管面積：485.95㎡ 最大保管高さ：2.1m

産業廃棄物の種類	保管量	
廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類（石綿含有産業廃棄物に限る。）	フレコンバッグ	8.0㎡
紙くず、木くず、繊維くず、金属くず（石綿含有産業廃棄物の付着物に限る。）		
廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類（石綿含有産業廃棄物に限る。）	直置き	12.4㎡
紙くず、木くず、繊維くず、金属くず（石綿含有産業廃棄物の付着物に限る。）		
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（廃蛍光灯（水銀使用製品産業廃棄物）に限る。）	プラスチック容器	1.34㎡
汚泥、金属くず（廃乾電池に限る。）	スチール製容器	66.0L
廃プラスチック類、金属くず、廃酸、廃アルカリ（廃バッテリー類に限る。）	プラスチック容器	0.03㎡
	プラスチック容器	0.04㎡
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（廃家電に限る。）	カゴ台車	3.15㎡

(2) 施設所在地：東京都大田区東海六丁目3番8号  
 積替え保管面積：1,027.5㎡ 最大保管高さ2.3m

産業廃棄物の種類	保管量	
廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類（石綿含有産業廃棄物に限る。）	フレコンバッグ	16.0㎡
紙くず、木くず、繊維くず、金属くず（石綿含有産業廃棄物の付着物に限る。）		
廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類（石綿含有産業廃棄物に限る。）	直置き	15.18㎡
紙くず、木くず、繊維くず、金属くず（石綿含有産業廃棄物の付着物に限る。）		
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（廃蛍光灯（水銀使用製品産業廃棄物）に限る。）	鉄箱 プラスチック容器	2.85㎡
汚泥、金属くず（廃乾電池に限る。）	スチール製容器	66.0L
廃プラスチック類、金属くず、廃酸、廃アルカリ（廃バッテリー類に限る。）	プラスチック容器	0.03㎡
	プラスチック容器	0.04㎡
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（廃家電に限る。）	コンテナ	13.68㎡

(以下余白)